

こおりやま応援寄附金（ふるさと納税）業務委託プロポーザル募集要領

この要領は、郡山市（以下「発注者」という。）が、こおりやま応援寄附金（ふるさと納税）業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により、事業者の有する知識や経験、事業運営力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

1 業務概要

（１）業務の目的

ふるさと納税に係る寄附の受付、寄附情報の管理、返礼品の発注・配送管理、寄附金受領証明書の発行・発送及びプロモーションなど多岐に渡る業務を民間事業者に委託し、そのノウハウを活用することにより、事業の効率化を図るとともに、本市の更なるPR、地場産業の振興及び地域活性化に寄与するため、寄附拡大に繋がる取組を推進する。

（２）業務名 こおりやま応援寄附金（ふるさと納税）業務

（３）業務内容 別紙仕様書のとおり

（４）履行期間 契約締結の日から令和12年3月31日まで

契約締結の日から令和9年3月31日までは本業務の業務開始準備期間とし、その期間に生じる費用等は受託者の負担とする。

（５）提案上限額 ①基本委託料 寄附額の6.5%以内（税抜）（プロモーション経費を含む）

なお、当該委託料には返礼品に係る調達費用は含めない。

②寄附受領証明書及びワンストップ特例申請書発行発送業務（郵便料含む）

1件当たり210円（税抜）を上限とする。

（年度別寄附見込額）

令和9年度	450,000,000円
令和10年度	530,000,000円
令和11年度	610,000,000円

（受入実績）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
寄附件数	7,017件	7,844件	8,523件
寄附金額	209,615,529円	185,223,735円	242,237,750円

2 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者（以下、「提案参加者」という。）は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

エ 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

オ 過去 3 年以内（令和 5 年度～令和 7 年度）に本市と人口規模及び産業構造が類似する自治体で本業務と同種の実績があること。

(2) 共同企業体により本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

ア 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。

イ 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として発注者と契約の締結が行えること。この場合、代表企業体は発注者に対して全ての責任を負うものとする。

ウ 前項アからエまでの要件については、共同企業体の全企業が満たしていること。

エ 前項オの要件については、共同企業体のうちいずれかの構成員が満たしていること。

3 スケジュール

公告	令和 8 年 9 月 24 日（木）
質問受付締切	令和 8 年 9 月 30 日（水）
質問回答	令和 8 年 10 月 9 日（金）
参加申込書及び 企画提案書受付締切	令和 8 年 10 月 19 日（月）午後 4 時 30 分まで
資格審査結果通知	令和 8 年 10 月 21 日（水）

書面審査及びヒアリング	令和8年10月22日（木）から10月30日（金）まで
結果通知	令和8年11月9日（月）（予定）
見積徴取及び契約締結	令和8年11月下旬（予定）

4 参加手続等

（1）実施要領及び仕様書、所定様式の配布

ア 公開期間 公告の日から令和8年10月19日（月）午後4時30分まで

イ 公開場所 郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイト入札・情報ポータルサイト入札情報
—その他の業務」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/194108.html>

5 質問の受付及び回答

（1）提出期限 令和8年9月30日（水）午後5時15分まで

（2）提出書類 質問書（様式1）

（3）提出方法 電子メールのみ。送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。

（4）回答期限 令和8年10月9日（金）

（5）回答方法 質問者に対して電子メールで回答する。なお、質問要旨及び回答内容は同日、郡山市ウェブサイトに掲載（社名非公開）する。

6 参加申込書等の作成及び提出

（1）提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式2）

イ 企画提案書一式 ※提案は1者につき1案とする。

ウ 業務実績表（様式3）

過去3年以内（令和5年度～令和7年度）に、発注者と人口規模及び産業構造が類似する自治体で本業務と同種又は同類の業務を行った主な実績について、発注者、実施年度、業務の概要等を記載すること。

エ 法人概要書（任意様式。パンフレット可）

オ 履歴事項全部証明書（法人のみ）

※発行日から3か月以内で、最新の登録事項を確認できるもの。

カ 納税証明書

国 税：様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個人）

住民税：直近1年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）

※郡山市に法人市民税の納税義務がない場合は、応募者の所在地の市区町村

が発行する法人市民税の納税証明書を提出すること。

キ 委任状（任意様式）

※支店、営業所等で申請を行う場合のみ提出が必要

ク 共同企業体の結成に係る協定書の写し

※共同企業体のみ提出が必要

（２）提出期限 令和８年１０月１９日（月）午後４時３０分まで（必着）

（３）提出方法 郵送又は持参にて選ばれるまち推進課に提出

※郵送の場合は、書類等の発送・配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

※共同企業体で提案する場合は、関連する全ての法人について提出書類（エ）（オ）（カ）を提出すること。

７ 企画提案書の作成要件について

（１）提出書類内の企画提案書一式は、次に掲げる書類（全て法人名を表記したものの１部、法人名を表記しないもの９部）計１０部を提出すること。

（２）企画提案書（任意様式）

ア 仕様書記載の業務内容ごとに、具体的な企画内容等を記載すること。

イ 次の点については、必ず記載すること。

- ・基本委託料率（寄附額の対する委託率）
- ・寄附受領証明書等の発行発送に対する１件あたりの委託料
- ・本業務に係る経費について（寄附額に対する割合（％）を明記するとともに、その算出根拠及び当該割合に含まれる経費の内訳も記載すること。）
- ・寄附額拡大に向けた施策について
- ・使用する管理システムについて
- ・新たな返礼品の開拓と、返礼品提供事業者との関わり方について
- ・リピーター施策の提案について
- ・関係人口・シティプロモーションに繋がる施策の提案について

ウ A４判縦サイズに横書きし、30ページ（表紙、目次を除き、図表等を含む。両面印刷で15枚）を上限として、簡潔かつ明瞭に記載すること。

エ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする

（３）実務実績表（様式３「６（１）ウ」に同じ。）

（４）業務実施体制（任意様式）

本業務を受託するに当たっての業務責任者、各メンバーの本業務における役割等を記載すること。

(5) 業務スケジュール

令和8年11月下旬に契約を締結するものと想定し、本稼働の令和9年4月1日までの引継ぎ計画と、委託期間中の業務スケジュール案を記載すること。

(6) 参考見積書（任意様式）

経費内訳については、本業務を実施するために必要な経費（消費税等含む。）を記載することとし、できるだけ具体的に記載すること。

寄附受領証明書・ワンストップ特例申請書の発行・発送に係る経費も記載すること。

8 審査方法

(1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を満たす者が審査する。

結果については、令和8年10月21日（水）までにメールにより通知する。

(2) 書面及びヒアリングによる審査

本業務に係るプロポーザル選定委員会において、提出された企画提案書等について書面審査を実施し、最も優れている企画提案者を決定する。この際、必要に応じ、ヒアリング（対面）を実施できるものとする。結果については、メールにより通知する。

実施期間：令和8年10月22日（木）から令和8年10月30日（金）まで

9 選定基準

提出された提案書等について、下記の事項に基づき選定委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者として決定する。

評価項目	評価基準	配点
①業務体制	・全体管理を行う統括責任者をはじめ、各業務に精通した人員を配置し、適正かつ確実に業務を遂行できる体制が組まれているか。 ・発注者向けの担当者を設置するなど、課題や要望に対して素早い対応が可能な体制となっているか。	20
②業務実績	・ふるさと納税業務において、十分な実績があるか。 ・発注者と同規模以上の寄附額を有する自治体での業務実績があるか。 ・本市と人口規模及び産業構造が類似する自治体での業務実績。	10
③運用管理	(ポータルサイトの管理)	

	・各ポータルサイトの特性に応じた、効果的な返礼品の紹介ページの作成、更新を迅速に遂行できるか。 ・寄附者からの問合せや苦情などのトラブルが発生した場合に、迅速かつ適切に対応できるか。 (返礼品の配送管理) ・返礼日の在庫管理や発注・配送状況を管理し、配送遅延等のトラブルがあった場合には迅速かつ適切に対応できる体制となっているか。 ・返礼品提供事業者からの相談に応じる支援体制が整えられ、また事務負担が少ない体制を構築しているか。	10
④ 返 礼 品 の 企 画 ・ 開 発 及 び 効 果 的 な プ ロ モ ー シ ョ ン	・返礼品の企画・開発について、寄附拡大の期待ができる具体的かつ実現可能な提案ができているか。 ・寄附額の増加に繋がる戦略的かつ効果的なPRやプロモーション（検索連動型広告、SEO対策、レビュー増加策など）の提案が示されているか。 ・新規寄附者の取込み及びリピーター（ファン）の獲得に繋がる返礼品の提案ができるか。 ・独自の強みを生かした提案があるか。 ・関係人口・シティプロモーションに繋がる独自提案があるか。	25
⑤ 返 礼 品 提 供 事 業 者 へ の 支 援 体 制	・返礼品提供事業者との連携が密にとれ、定期的に訪問するなど、きめ細かな支援体制が整えられているか。 ・問題発生時に速やかに対応できる体制となっているか。	15
⑥ 業 務 コ ス ト	・見積金額が経済的かつ企画提案内容に見合った適切な金額か。 ・事務経費の縮小を考慮した提案となっているか。	20

※最も評価点の高い者の点数が、評価点満点の50%未満の場合は不採用とし、再度公募を行うものとする。

※提案参加者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書により、発注者が求める目的に沿ったものであると判断した場合は、その者との契約に何ら支障がないものとする。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等にした提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限額を超過した場合

11 契約条件

- (1) 提出された提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし手続きを行う。
- (2) 契約候補者の決定から契約締結までに「10 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。(契約締結までに指名停止になる等)
- (3) 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和 40 年郡山市規則第 49 号）による。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 支払については、毎月の業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

12 担当部局

〒963-8061

福島県郡山市朝日一丁目 23-7 郡山市役所本庁舎 2 階

郡山市政策開発部選ばれるまち推進課

電話 024-924-2591

メールアドレス city-promotion@city.koriyama.lg.jp

13 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は返却せず、著作権は提案参加者に帰属するが、提案内容の審査等、本業務上必要な場合に限り、発注者はその写しを使用できるものとする。
- (4) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、提案参加者の負担とする。

- (6) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。